告示

○復興庁告示第三十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成二十五年復興庁告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

別表を次のように改める。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称・構造等		
福島定住等緊急支援交付金 福島再生加速化交付金	建物	簡易建物		七
		仮設のもの		
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）		六
		蓄電池電源設備		一五
		その他のもの		一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備		
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備		一三
		冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）		一五
		その他のもの		
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		一八
		主として金属製のもの		一〇
		その他のもの		
	構築物	広告用のもの		二〇
		金属造のもの		一〇
		その他のもの		
		競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの		
		児童用のもの		一〇
		すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの		一五
		その他のもの		
		緑化施設		
		主として金属製のもの		一五
		主として木製のもの		七
		その他のもの		二〇
		舗装道路及び舗装路面		一五
		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの		一〇
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの		三
		ビチューマルス敷のもの		
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）		三〇
		へい		六〇
		その他のもの		
		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）		一五
		へい		四〇
		その他のもの		
		れんが造のもの（前掲のものを除く。）		二五
		へい		四〇
		その他のもの		
		石造のもの（前掲のものを除く。）		三五
		へい		五〇
		その他のもの		
		土造のもの（前掲のものを除く。）		二〇
		へい		四〇
		その他のもの		
		金属造のもの（前掲のものを除く。）		三〇
		送配管		
		鋳鉄製のもの		一五
		鋼鉄製のもの		一〇
		打ち込み井戸及びへい		四五
		その他のもの		一〇
		合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）		
		木造のもの（前掲のものを除く。）		一〇
		へい		
		その他のもの		一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		一五
		主として木造のもの		五〇
		その他のもの		
	管路施設	管渠		二〇
		桝		一五
		取り付け管		二〇
		マンホール		
		躯体		二〇